

参議院法務委員会會議録第四号

平成二十一年十二月三日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月二十七日

辞任

松野 信夫君

補欠選任

千葉 景子君

十一月三十日

辞任

姫井由美子君

補欠選任

石井 一君

淵上 貞雄君

福島みずほ君

出席者は左のとおり。

委員長

松 あきら君

理事

今野 東君

松岡 徹君

森 まさこ君

木庭健太郎君

石井 一君

千葉 景子君

中村 哲治君

平田 健二君

前川 清成君

築瀬 進君

青木 幹雄君

松村 龍二君

丸山 和也君

山崎 正昭君

仁比 聡平君

事務局側

常任委員会専門員

山口 一夫君

本日の会議に付した案件

○国籍選択制度の廃止に関する請願(第一号外七件)

○成人の重国籍容認に関する請願(第二号外一六件)

○民法を改正し、選択的夫婦別氏制度を導入することに関する請願(第八一号外四件)

○選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正反対に関する請願(第二七三号)

○重国籍容認に関する請願(第四二〇号)

○重国籍の容認に関する請願(第四三四号)

○離婚後三百日問題を始めとする民法の一部の改正に関する請願(第四三二五号)

○選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正の反対に関する請願(第四四一号)

○裁判所の人的・物的充実に関する請願(第四九四号外八件)

○法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(第四九五号外九件)

○取調べの可視化(取調べの全過程の録画)の実現に関する請願(第五五一号外一件)

○選択的夫婦別姓の法制化反対に関する請願(第六〇二号)

○改正国籍法の厳格な制度運用に関する請願(第六〇三号)

○人権擁護法の成立に反対することに関する請願(第六〇四号)

○選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願(第六四二号外七件)

○継続調査要求に関する件

○委員派遣に関する件

昨日までに、松野信夫君、姫井由美子さん及び淵上貞雄君が委員を辞任され、その補欠として千葉景子さん、石井一君及び福島みずほさんが選任をされました。

○委員長(松あきら君) これより請願の審査を行います。

第一号国籍選択制度の廃止に関する請願外七十六件を議題といたします。

今国会中本委員会に付託されております請願は、お手元に配付の資料のとおりでございます。

これらの請願につきましては、理事会におきまして協議の結果、第四九四号裁判所の人的・物的充実に関する請願外八件及び第四九五号法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外九件は採択すべきものにして内閣に送付するを要するものとし、第一号国籍選択制度の廃止に関する請願外五十七件はいずれも保留とすることに意見が一致しました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松あきら君) 御異議ないと認め、さよ

うて、さよう決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松あきら君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松あきら君) 継続調査要求に関する件

についてお諮りをいたします。

法務及び司法行政等に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本件

の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じ

ますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松あきら君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松あきら君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松あきら君) 委員派遣に関する件についてお諮りをいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松あきら君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時二分散会

〔参照〕

法務委員会付託請願中採択一覧表(一九件)

第四九四号、第五二九号、第五三〇号、第五三

一号、第五三二号、第五三三号、第五三四号、第五三五号、第五七四号 裁判所の人的・物的充実に関する請願

第四九五号、第五六一号、第五七五号、第六五

六号、第六五七号、第六五八号、第六五九号、第六六〇号、第六六一号、第六六二号 法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願

十一月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第五二九号)(第五三〇号)(第五三二号)(第五三二号)(第五三三三号)(第五三四号)(第五三五号)

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第五四七号)

一、成人の重国籍容認に関する請願(第五四八号)

一、取調べの可視化(取調べの全過程の録画)の実現に関する請願(第五五一号)(第五五二号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(第五六一号)

一、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第五七四号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(第五七五号)

一、選択的夫婦別姓の法制化反対に関する請願(第六〇二号)

一、改正国籍法の厳格な制度運用に関する請願(第六〇三号)

一、人権擁護法の成立に反対することに関する請願(第六〇四号)

一、選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願(第六四一号)(第六四二号)(第六四三三号)(第六四四号)(第六四五号)(第六四六号)(第六四七号)(第六四八号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(第六五六号)(第六五七号)(第六五八号)(第六五九号)(第六六〇号)(第六六一号)(第六六二号)

第五二九号 平成二十一年十一月二十日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 福井市花堂中一ノ一一一 服部 昌博 外二百二十一名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五三〇号 平成二十一年十一月二十日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 京都府京丹後市峰山町長岡五六ノ三 松井かよ 外二百二十一名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五三一号 平成二十一年十一月二十日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 北海道函館市本通四ノ九ノ二一 高橋義一 外二百二十一名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五三二号 平成二十一年十一月二十日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 東京都世田谷区用賀三ノ二四ノ七ノ四〇一 寺尾淳 外二百二十一名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五三三号 平成二十一年十一月二十日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 秋田県横手市旭川一ノ五ノ一 佐々木康子 外二百二十一名
紹介議員 大門美紀史君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五三四号 平成二十一年十一月二十日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 高知県安芸市東浜一八九ノ一 植 元真智 外三千百九名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五三五号 平成二十一年十一月二十日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口 四一八ノ一 吉田直美 外二百二十一名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五四七号 平成二十一年十一月二十日受理

国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 ドイツ連邦共和国ノルドラインウエストファールン州クロイツ タール市ブラウレーゲン通り四 金山東益 外二十七名
紹介議員 家西 悟君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五四八号 平成二十一年十一月二十日受理

成人の重国籍容認に関する請願

請願者 ドイツ連邦共和国ノルドラインウエストファールン州クロイツ タール市ブラウレーゲン通り四 金山東益 外二十八名
紹介議員 家西 悟君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五五一号 平成二十一年十一月二十日受理

取調べの可視化(取調べの全過程の録画)の実現に関する請願

請願者 札幌市清田区真栄三条二ノ三ノ五 七 蔵谷靖夫 外六名
紹介議員 紙 智子君
密室での取調べが、捜査官による暴行・脅迫・利益誘導等を誘発し、虚偽の自白による冤罪を多数生み出してきた。また、密室の取調べ状況が裁判で争われると、裁判の長期化・複雑化が避けられないが、裁判員制度では、そのような長期裁判は不可能である。取調べを全過程録画しておけば、取調べの様子を事後に検証することが容易に

なり、裁判の長期化を避けることができる。ついでに、次の事項について実現を図られた。

一、取調べの可視化(取調べの全過程の録画)制度を導入すること。

第五五二号 平成二十一年十一月二十日受理

取調べの可視化(取調べの全過程の録画)の実現に関する請願

請願者 徳島県美馬郡つるぎ町半田田井二 四五ノ一 山下栄子 外九名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第五五一号と同じである。

第五六一号 平成二十一年十一月二十日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願

請願者 島根県松江市岡本町四四 松崎裕 樹 外四百九十九名
紹介議員 糸数 慶子君
この請願の趣旨は、第四九五号と同じである。

第五七四号 平成二十一年十一月二十日受理

裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 岩手県奥州市水沢区真城が丘三ノ一四ノ六 佐々木司 外九十九名
紹介議員 近藤 正道君
この請願の趣旨は、第四九四号と同じである。

第五七五号 平成二十一年十一月二十日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願

請願者 鳥取市寺町四八 高田愛子 外四百九十九名
紹介議員 近藤 正道君
この請願の趣旨は、第四九五号と同じである。

第六〇二号 平成二十一年十一月二十日受理

選択的夫婦別姓の法制化反対に関する請願

この請願の趣旨は、第四九五号と同じである。

この請願の趣旨は、第四九五号と同じである。

この請願の趣旨は、第四九五号と同じである。

請願者 三重県四日市市鶴の森二ノ一三ノ

一八ノ八〇二 大西由里子 外一
万四千三百四十名

紹介議員 山谷えり子君

家族が同じ姓を名乗る日本の一体感ある家庭を守り、子供たちの健全な育成を願う。

ついては、民法改正による選択的夫婦別姓制度の導入に反対されたい。

理由

(一)夫婦同姓制度は、夫婦でありながら妻が夫の氏を名乗れない別姓制度よりも、より絆の深い一体感ある夫婦関係、家族関係を築くことのできる制度である。日本では、夫婦同姓は、普通のこととして、何も疑問を覚えるようなことはなく、何の不都合も感じない家族制度である。婚姻に際し氏を変える者が職業上不都合が生じる人にとつて、通称名で旧姓使用することが一般化しており、婚姻に際し氏を変更しても、関係者知人に告知することにより何の問題も生じない。また、氏を変えることにより自己喪失感を覚えるというような意見もあるが、それよりも結婚に際し同じ姓となり、新たな家庭を築くという喜びを持つ夫婦の方が圧倒的多数である。現在の日本において、選択的夫婦別姓制度を導入しなければならぬ合理的理由は何もない。(二)選択的だから別姓にしたい少数者の意思を尊重するために選択的夫婦別姓制度を導入してもいいのではないかという意見があるが、この制度を導入することは、一般大衆が持つ氏や婚姻に関する習慣、社会制度自体を危うくする。別姓を望む者は、家族や親族という共同体を尊重することよりも個人の嗜好や都合を優先する思想を持っているので、この制度を導入することにより、このような個人主義的な思想を持つ者を社会や政府が公認したようなことになる。現在、家族や地域社会などの共同体の機能が損なわれ、けじめのないいい加減な結婚・離婚が増え、離婚率が上昇し、それを原因として、悲しい思いをする子供たちが増えている。選択的夫婦別姓制度の導入により、共同体意識よりも個人的な

都合を尊重する流れを社会に生み出し、一般大衆にとつて、結果としてこのような社会の風潮を助長する働きをする。(三)家庭の機能として、次代を担う子供たちを育てるといふものがあるが、選択的夫婦別姓制度導入論者は、夫婦の都合は述べない。一体感を持つ強い絆のある家庭に、健全な心を持つ子供が育つものであり、家族がバラバラの姓であることは、家族の一体感を失う。子供の心の健全な成長のことを考えたとき、夫婦・家族が一体感を持つ同一の姓であることがいいということとは言うまでもない。

第六〇三号 平成二十一年十一月二十日受理

改正国籍法の厳格な制度運用に関する請願

請願者 三重県四日市市鶴の森二ノ一三ノ

一八ノ八〇二 大西由里子 外一
万二千二百八十五名

紹介議員 山谷えり子君

平成二十一年一月一日に施行された国籍法第三条の改正により、日本国籍取得に際し生じ得る偽装認知等の虚偽申請に鑑み、厳格な制度運用を求める。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、DNA鑑定定の審査時における導入を行うこと。
二、申請者や外国人の親の日本における居住実態や、日本人の親による扶養実態等の綿密な調査(国籍付与後の継続調査を含む)を行うこと。
三、罰則を強化すること。
四、二重国籍を認めないこと。

理由

(一)認知のみを日本国籍取得の要件とする場合、虚偽申請を防止できないおそれがあり、国籍法の一部を改正する法律案に対する附帯決議に定められた、父子関係の科学的な確認方法を導入すること、すなわちDNA鑑定定の導入を改正国籍法を適用する認知の場合にのみ必須とすることを求

める。(二)改正国籍法は、日本国民でない親が、特別在留資格を得る目的で子を利用するなどの人権侵害のおそれのある行為を防止するための規定を備えていないため、日本国民でない親の特別在留資格取得に際しては、子供の人権侵害を防止するために必要な制限を課す規定を設けることを求めるとともに、子供の人権侵害を防止するために日本人の親による子供の扶養実態等の綿密な調査を国籍付与後も含め求める。(三)虚偽申請を抑止するために、改正国籍法に定められた「一年以下の懲役又は二〇万円以下の罰金」では不十分であるため、虚偽申請の実行者に罰則を「一〇年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金」とすることを求める。また、虚偽申請により取得された日本国籍は無効とする旨の明文規定化を求める。(四)国籍法の一部を改正する法律案に対する附帯決議に二重国籍を容認するような内容が記されているが、国籍法の運用に当たって、二重国籍者となる者には、日本国籍を与えないような取扱いをされることを求める。また、その旨の明文規定化を求める。

第六〇四号 平成二十一年十一月二十日受理

人権擁護法の成立に反対することに關する請願

請願者 三重県四日市市鶴の森二ノ一三ノ

一八ノ八〇二 大西由里子 外一
万千八百七十九名

紹介議員 山谷えり子君

包括的な人権擁護を目的としたいわゆる人権擁護法が成立すると、正当な言動まで差別的言動として規制され、憲法第二一条で保障された表現の自由が侵されるおそれがある。また、特別救済措置の下に申告だけで令状なしに捜査が行われるという人権侵害が起る危険性がある。ついては、日本国憲法に違反するものとして、人権擁護法案の成立に反対されたい。

理由

(一)人権擁護法で人権委員会が設置されることになるが、差別や人権侵害があった、あるいはそ

のおそれがあるという認識に基づいて、令状なしで居室への立入調査、動産等の押収、留め置きができるものである。差別、人権侵害の定義があいまいで、恣意的な運用をされる危険性がある。人権委員会が差別、人権侵害と断定すれば罰則を科すことができ、差別をしたとされる人の保護規定がないと、逆に重大な人権侵害が起る。人権委員会を抑制する機関がないことも問題である。また、何か表現する際に、法に抵触するかどうかを基盤とした近代国家の在り方に逆行し、表現の自由を保障した憲法第二一条に抵触し違反する。(二)人権委員会に差別、人権侵害の申出があり、その申出に当たるとみなされると、人権委員会の強権が発動される。被害者とされる人からの申告だけで、令状なしで捜索し拘束する権限があるというもので、人権侵害を起す危険性がある。(三)そもそも、差別や人権侵害などは、法律判断になじまない。不当な差別や人権侵害などは、健全な社会、人間関係の下においては存在しないもので、それを築くよう努力すべきである。どちらかと言えば、教育政策に求めるべきであり、そのようなものに罰則を科すことは、社会にゆがみを生じさせる。

第六四一号 平成二十一年十一月二十日受理

選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願

請願者 福井市中荒井町一〇八ノ七 東和

行 外百四十七名

紹介議員 井上 哲士君

夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓や事実婚や通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数いる。氏名権は個人の権利であり、男女平等と基本的な人権を掲げた憲法に基づき社会制度の確立が求められている。婚姻の際に夫婦別姓を選択することや、婚姻後の届出により別姓夫婦となれるような法整備が必要である。法制審議会は一九九六年に選択的夫婦別姓の

導入などを含む民法改正要綱を答申しており、女性一六歳・男性一八歳という婚姻最低年齢の差異や女性にのみ再婚禁止期間があるという男女差別の解消、婚外子の相続差別の廃止、離婚後三〇〇日以内の出生子を前夫の子と推定する第七七二条の改定も緊急の課題である。国連女性差別撤廃委員会は二〇〇三年、民法に存在する差別的規定の撤廃を日本政府に勧告した。国際人権自由権規約委員会や国連子どもの権利委員会、国連人権理事会も、日本の婚外子差別は平等原則に反するという勧告を出している。差別的規定の撤廃は、一九九五年の北京行動綱領で各国政府が二〇〇五年までに果たすべきとした約束でもある。男女共同参画社会基本法に基づく基本計画(第二次)は「家族に関する法制の整備」について「世論調査等により国民意識の動向を把握しつつ」国民の議論が深まるよう引き続き努めるとしている。政府は国際的基準に見合う男女平等、人権確立の実現のため、世論の動向に影響を与えるよう努力すべきであり、既に世論調査では選択的夫婦別姓の導入賛成が反対を上回っている。

一、選択的夫婦別姓の導入などの民法改正をすること。
二、選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する事項について実現を図られたこと。

第六四二号 平成二十一年十一月二十日受理
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願
請願者 大阪府茨木市三島丘二ノ一八ノ一
六 佐藤公美 外百四十六名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第六四一号と同じである。

第六四三号 平成二十一年十一月二十日受理
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願
請願者 札幌市西区山の手三条二ノ三ノ二
二ノ五〇一 宮崎美奈 外百四十四名
この請願の趣旨は、第六四一号と同じである。

平成二十一年十二月九日印刷

七名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六四一号と同じである。

第六四四号 平成二十一年十一月二十日受理
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願
請願者 東京都東大和市清水三ノ八七九ノ五
丸山路雄 外百四十七名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第六四一号と同じである。

第六四五号 平成二十一年十一月二十日受理
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願
請願者 さいたま市桜区西堀七ノ八ノ八ノ二〇四 椋木清 外百四十七名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第六四一号と同じである。

第六四六号 平成二十一年十一月二十日受理
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願
請願者 福岡県田川市上本町六ノ四 水井 良一 外百四十七名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第六四一号と同じである。

第六四七号 平成二十一年十一月二十日受理
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願
請願者 大阪府都島区友測町一ノ六ノ四ノ一、九〇四 岡部恭代 外百四十七名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第六四一号と同じである。

第六四八号 平成二十一年十一月二十日受理
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願
請願者 札幌市西区山の手三条二ノ三ノ二
二ノ五〇一 宮崎美奈 外百四十四名
この請願の趣旨は、第六四一号と同じである。

平成二十一年十二月十日発行

請願者 北九州市小倉北区三郎丸三ノ一ノ一三〇一 山田かおる 外百四十三名
紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第六四一号と同じである。

第六五六号 平成二十一年十一月二十四日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願
請願者 福井県勝山市滝波町三ノ九二七
中野英子 外八百五十八名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第四九五号と同じである。

第六五七号 平成二十一年十一月二十四日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願
請願者 京都市右京区西京極徳大寺団子田町一七ノ六 松村由美子 外八百五十七名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第四九五号と同じである。

第六五八号 平成二十一年十一月二十四日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願
請願者 仙台市太白区南大野田六ノ一ノ一〇四 加藤宏之 外八百五十七名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第四九五号と同じである。

第六五九号 平成二十一年十一月二十四日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願
請願者 東京都渋谷区初台二ノ二五ノ九ノ一〇四 橋本紀子 外八百五十七名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第六四一号と同じである。

この請願の趣旨は、第四九五号と同じである。

第六六〇号 平成二十一年十一月二十四日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願
請願者 宮城県気仙沼市笹が陣二ノ四一
小野寺宏子 外八百五十七名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第四九五号と同じである。

第六六一号 平成二十一年十一月二十四日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願
請願者 岡山市平野一、〇二〇ノ九七 田村明良 外八百五十八名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第四九五号と同じである。

第六六二号 平成二十一年十一月二十四日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願
請願者 兵庫県たつの市神岡町入野六四八
杉本恵美子 外八百五十七名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第四九五号と同じである。

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A